

# 共済だより

令和2年7月発行 No.206



『小浜市鯖街道MUSEUM』(小浜市)

## 主 な 内 容

令和元年度決算	2
標準報酬制における定時決定	6
被扶養者の資格要件確認調査を実施します	8
退職等年金給付に係る財政状況(平成30年度末)について	12
特定保健指導	13
重症化予防	14
受けよう!おとなの歯科検診	16
夏のボーナスは組合員貯金へ	17
貸付事業からのお知らせ	18
ライフプランセミナーのご案内	19
エル・サポート・福井からのお知らせ	20

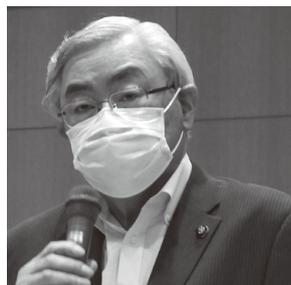
新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしている中、最前線で対応されている医療従事者の皆さま及び日々ご尽力されている自治体職員の皆さまに敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

**福井県市町村職員共済組合**

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

# 第158回組合会

## 令和元年度決算が承認される



5月26日に第158回組合会が福井県自治会館で開催され、令和元年度決算が原案どおり議決されました。組合会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染予防に配慮し、座席の間隔を広く取りマスクを着用して開催しました。

なお、令和元年度決算の要旨については、以下でご説明いたします。

### 第158回組合会において議決された事項

議案 令和元年度決算について

## 令和元年度決算の要旨

### 総括事項

(単位：人、円)

組合員種別	決算値	対前年度比
一般組合員 (うち特別職)	8,173 (41)	△50 (0)
市町村長組合員	16	0
特定消防組合員	1,114	5
長期組合員	1	1
市町村長長期組合員	1	0
小計	<b>9,305</b>	<b>△44</b>
任意継続組合員	86	0
合計※	<b>9,391</b>	<b>△44</b>
第3号厚生年金被保険者	9,293	△44
※のうち介護保険対象組合員	5,282	△112
被扶養者数	7,511	△76
組合員1人当たり 平均標準報酬の月額		
長期	360,926	3,679
短期	368,090	3,729

(令和2年5月31日現在)

### お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300

健康管理課 0776-52-7301

年金課 0776-52-7303

越路 0776-77-3151

### 組合の状況

組合員数	9,737 人
(男)	5,290 人
(女)	4,447 人
任意継続組合員数	83 人
被扶養者数	7,407 人
平均標準報酬月額(短期)	354,778 円
(厚年)	347,760 円
(退年)	348,017 円

## 短期経理

この経理は、組合員及び被扶養者の皆様の医療費のほか、高齢者医療制度への支援金や介護保険にかかる納付金を支払う経理です。

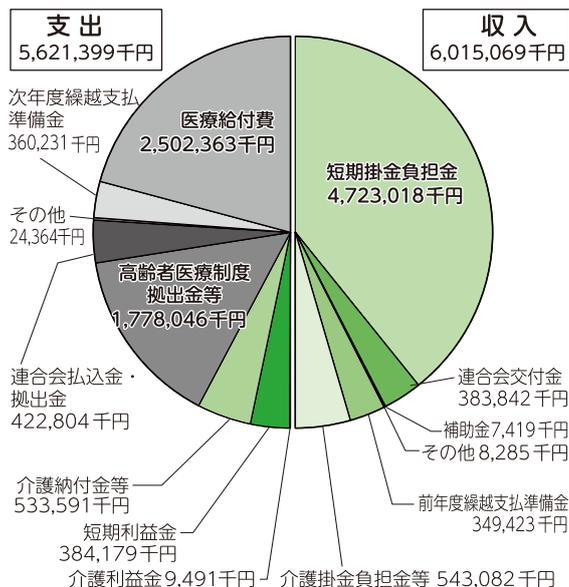
令和元年度の収入は、増額給与改定の影響等により、予算額よりも増収となりました。

支出では、本人・家族とも入院・外来の医療費が増え、前年度に比べて保健給付全体の金額が増加しました。一方、前期高齢者納付金が前年度に比べて減少し、高齢者医療制度への支援金は前年度よりも約5億4,500万円減少しました。

また、保険者の高齢者医療支援金等の負担軽減のため、厚生労働省から補助金が741万円交付され、結果、3億8,417万円の利益金が生じたため、短期積立金に積み立てました。

介護では収支の結果、949万円の利益金が生じたため、介護積立金に積み立てました。

よって、次年度に繰り越す利益剰余金は、短期積立金20億5,976万円、介護積立金4,762万円、合わせて21億738万円となりました。



## 厚生年金保険経理

一元化後の厚生年金相当部分(いわゆる2階部分)の給付に係る組合員保険料、負担金、旧制度に基づく追加費用及び基礎年金拠出金に係る取引について経理しています。

収入は、負担金が75億1,215万円(基礎年金拠出金に係る公的負担金21億1,288万円、追加費用6億2,625万円を含む)、組合員保険料が47億7,300万円で、その負担金、組合員保険料をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

## 退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった職域相当部分(いわゆる3階部分)に代わり、新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金の取引に係る経理です。

収入は、負担金が3億9,209万円、掛金が3億9,208万円で、その負担金、掛金をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

## 経過的長期経理

一元化前の既裁定の公務上障害給付、公務上遺族給付の費用負担及び旧制度に基づく追加費用、旧恩給組合条例給付に係る払込金について経理しています。

施行日以後に発生した公務上障害給付、公務上遺族給付は、退職等年金給付の中で支払われることとなります。

地方公共団体の負担金のみで5,924万円(追加費用4,991万円、旧恩給組合条例給付に係る払込金346万円を含む)を収入し、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

## 退職等年金預託金管理経理

この経理は、平成30年度から全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うため新設された経理です。

令和元年度の運用収入は346万円となりましたが、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ支払利息として支出しました。

貸付経理に対する年度末の貸付残額は3億6,700万円となりました。

令和元年度の預託金の貸付金等の修正総合利回りは0.96%となっています。

## 経過的長期預託金管理経理

この経理では、長期給付積立金の一部を全国市町村職員共済組合連合会から預託されて、その範囲内で資金運用を行うための経理です。貸付経理への貸付や地方公共団体が発行する縁故地方債の引き受け等による運用となります。

貸付経理への貸付金は、平成30年度から退職等年金預託金管理経理で受け入れることとなりましたが、当分の間この経理からの借り入れも併用できることとなっています。

令和元年度の運用収入は63万円となりましたが、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ支払利息として支出しました。

地方公共団体が発行する縁故地方債は全額が償還され、年度末保有額は0円となりました。

貸付経理に対する貸付についても全額が返済され、年度末貸付残額は0円となりました。

令和元年度の預託金の国内債券(縁故地方債)等の修正総合利回りは1.03%となっています。

## 業務経理

この経理は、長期・短期各事業運営のため、また市町村職員共済組合全般の運営のための人件費・管理費等に要する諸費用を賅っています。

主な収入は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金、連合会交付金で、令和元年度の組合員1人当たりの額は14,115円でした。

支出では今年度も経費節減に努め、事業計画額を下回りました。

その結果生じた当期利益金1,048万円は、全額利益剰余金として積み立てました。

## 保健経理

この経理では、短期給付事業の補完的な事業として、生活習慣病の予防のための事業(人間ドック利用助成、がん検診助成)や健康増進のための事業(リフレッシュ施設利用、越路などの保養所利用助成、ライフプランセミナーの開催等)のほか、特定健康診査や特定保健指導など健康管理事業を実施しました。

令和元年度の実績は次のとおりです。

主 な 事 業	金 額	利用状況
人間ドック利用助成(2日、1日、脳)	70,713千円	2,255人
予防検診(がん検診助成、生活習慣病予防検診助成)	19,602千円	10,294人
歯科健診助成	1,125千円	375人
電話・Eメール健康相談	1,761千円	364件
保養所利用助成	39,119千円	10,215枚
リフレッシュ施設利用助成	6,421千円	12,842枚
長期勤続者宿泊優待	4,732千円	170組
医療費通知・後発医薬品差額通知・重症化予防受診勧奨通知	463千円	-
保健衛生講座助成・健康管理担当者研修会・ライフプランセミナー	893千円	-
特定健康診査	3,923千円	340人
特定保健指導	10,729千円	392人

## 宿泊経理

この経理は、組合員とご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によるキャンセルが大量に発生し、前年度と比べ利用者数は1,672人減となりました。

支出面では経費節減に努めた結果、飲食材料費、光熱水費の金額を抑えることができましたが、大幅な利用者数減により、約1590万円の当期損失金が生じました。

令和2年度も新型コロナウイルスの脅威はぬぐえませんが、お客様に安心してご利用いただけますよう、感染防止対策に万全を期します。

今後も皆様に愛される憩いの場としてより一層のサービスの向上に努めて参ります。ご家族、お友達お誘い合わせのうえご利用ください。

区 分	令和元年度末	平成30年度末	比 較
利用者数	14,298人	15,970人	△1,672人
利用率	37.4%	41.9%	△4.5%
売上高	195,827千円	207,760千円	△11,933千円

## 貯金経理

令和元年度の決算を行った結果、組合員貯金総額は、392億3,536万円となり、前年度に比べ16億9,899万円の増額となりました。

収入では、資産に対する運用収入が5億6,428万円となり、支出では皆様にお支払する貯金利息が3億8,308万円、その他の費用とあわせて計4億3,972万円となりました。

この結果生じた当期利益金は、安定した事業運営に備え、全額を欠損金補てん積立金として積み立てました。

なお、資産の運用については、5ページの「組合員貯金の資産運用について」をご参照ください。

区 分	令和元年度末	平成30年度末	比 較
貯金額	39,235,365千円	37,536,378千円	1,698,987千円
貯金者数	8,002人	8,091人	△89人
貯金者1人当たり貯金額	4,903,195円	4,639,276円	263,919円
支払利率	1.0%	1.0%	0%

# 組合員貯金の資産運用について(令和2年3月末現在)

## 運用方法

組合員貯金ご加入の皆様からお預かりした組合員貯金の資金を、法令・総務省通知の基準に従い、安全性を重視し効率的に運用し、その運用益を貯金者に還元しています。

貯金の一部払戻しや退職による解約に対応するための短期的資産は、定期預金等の預貯金での運用を行い、長期的資産としては、国債、地方債、社債、円貨建外国債券(外国政府等の債務保証債券等で格付けはAA格以上の債券)の有価証券での運用を行い、株式は一切保有していません。

## 運用リスクと対策

資金運用は、債券発行体や取引金融機関の破綻などにより資金を損失するリスクはゼロではありません。また、共済組合は金融機関ではないため、各個人に対する1,000万円までの預金保護(ペイオフ)の適用はありません。

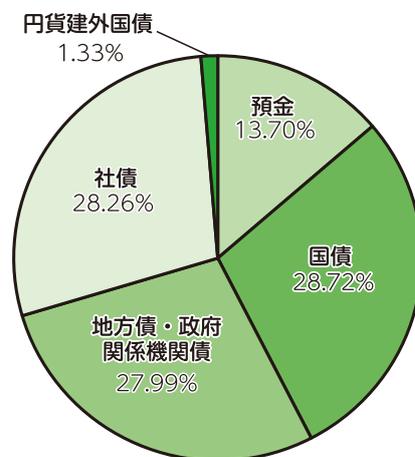
そのため、万が一の事態(債券発行体の倒産等による債務不履行や金融機関の破綻)に備え、欠損金補てん積立金として貯金総額の5%以上を積み立てることが法令で定められており、令和2年3月末現在、約59億4千万円を積み立てています。

## 資産運用の状況

当組合の貯金事業は、主に債券での運用を行っていますので、過去に取得した高利回りの債券が満期償還を迎えるとその再運用は現在の金利水準での運用となります。近年の低金利状況の長期化の影響を受け、運用利回りは徐々に低下している状況ですが、共済組合は、安心してご利用いただける貯金事業であり続けるために、現在の低金利状況下においても「安全性」を重視した効率的な運用に努め、安定的な運営を行ってまいります。

※令和2年3月末の貯金経理の資産運用割合は次のとおりとなっています。

運用区分	金額	割合	
短期的 預金	6,204,718千円	13.70%	
長期的	国債	13,001,260千円	28.72%
	地方債・政府関係機関債	12,675,444千円	27.99%
	社債	12,794,389千円	28.26%
	円貨建外国債	600,000千円	1.33%
合計	45,275,811千円	100%	



## 貸付経理

この経理は、組合員が臨時に必要とする資金の貸付けを行う経理です。

令和元年度の新規貸付件数は78件でした。

その内訳は、普通貸付40件、住宅貸付5件、特別貸付33件でした。

令和元年度末の貸付件数及び貸付残高は、住宅貸付減少の影響を受け、前年度に比べ共に減少しました。

(貸付状況)

(単位：件、千円)

区分	令和元年度末		平成30年度末		比較	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
普通貸付	202	192,498	203	185,503	△1	6,995
住宅貸付 (災害・介護住宅を含む)	109	256,524	142	337,807	△33	△81,283
特別貸付	124	132,449	102	111,610	22	20,839
計	435	581,471	447	634,920	△12	△53,449

令和元年度の貸付利率は、年利1.26%、災害貸付は年利0.93%、在宅介護対応住宅貸付は年利1.0%です。

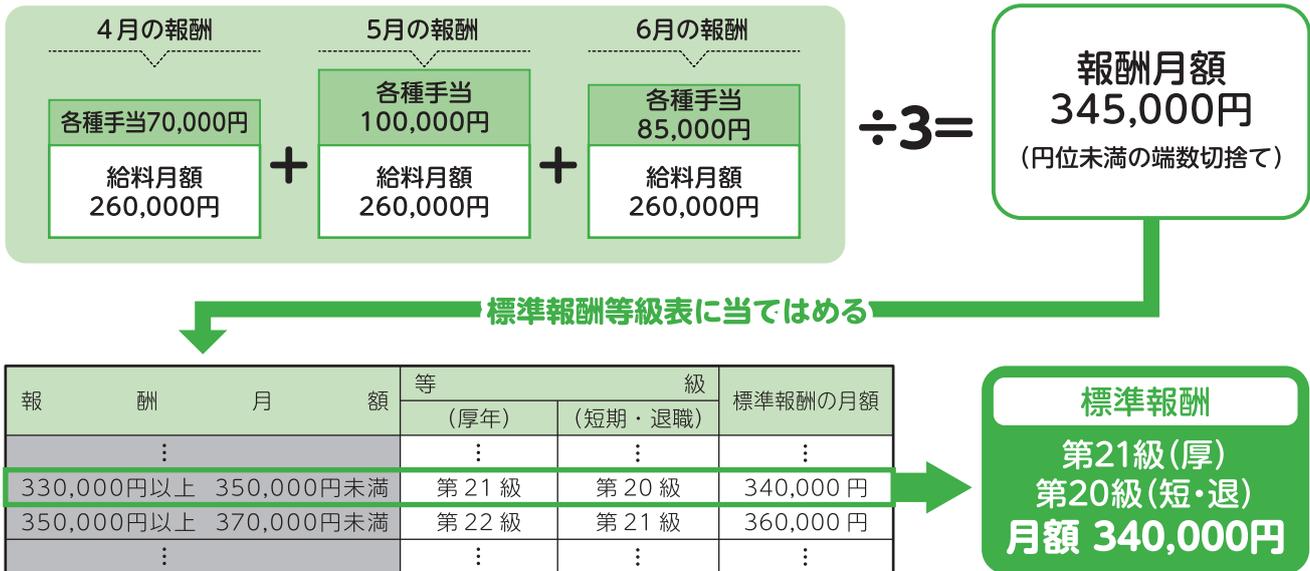
# 標準報酬制における 定時決定

## 1. 定時決定とは

共済組合は、組合員が実際に受けている報酬の月額と既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日に組合員である方全員(休業中、休職中、欠勤している方も含みます。)について、4月、5月、6月(以下「算定基礎月」といいます。)の3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額とし、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬の月額を決定します。毎年1回決められた時期に実施することから、この決定のことを「定時決定」といいます。

決定した標準報酬の月額は、原則、その年の9月から翌年の8月まで掛金等の算定の基礎になります。

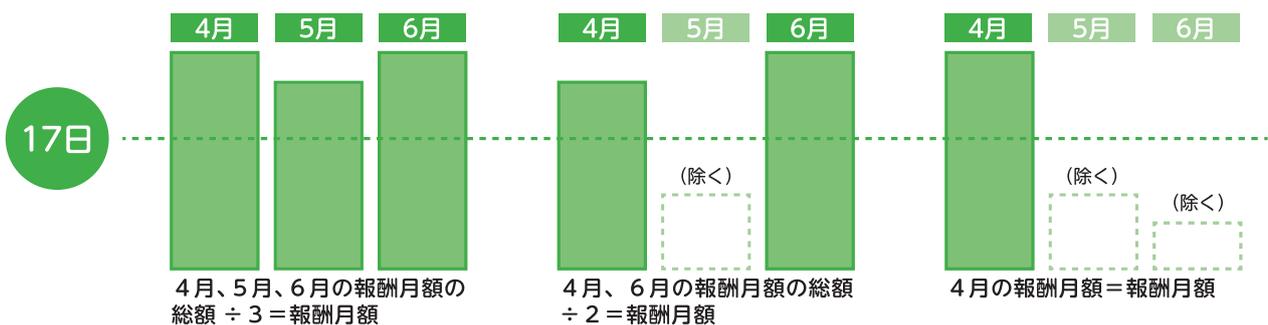
### ★定時決定のイメージ



## 2. 定時決定の算定

算定基礎月の各月において、報酬の全部が支給されない日がある場合(欠勤、病気休職(無給)、育児休業、介護休業など)は、支払基礎日数が17日未満であれば、算定基礎月からその月を除いて算定します。

### ★報酬月額の求め方



## 3. 保険者算定

定時決定において、通常の方法により報酬月額を算定することが困難であるとき、又は、算定結果が著しく不当となるときは、保険者算定の方法により標準報酬の月額を決定する場合があります。

## 4. 標準報酬 決定・改定通知書

定時決定を行ったのち、9月に組合員である方全員(当年7月以降に随時改定等を行った方を除きます。随時改定等を行った際は、その都度該当する組合員)に対し、標準報酬の月額を記載した通知書を配布いたしますので、大切に保管してください。

<お問合せ先 健康管理課>



## 外傷性傷病の原因調査に、 ご協力をお願いします。



共済組合では、医療費増高対策の一環として、外傷性傷病の原因調査を行っています。  
傷病の原因が「第三者行為によるもの」の場合は加害者が、「公務災害によるもの」の場合は地方公務員災害補償基金が、その治療費を負担することになっています。

これらに該当する医療費を共済組合が負担していた場合、本来負担すべき加害者等に請求し、医療費の回収に努めています。

調査対象となられる皆様には大変お手数をおかけいたしますが、短期財政の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

### 調査目的

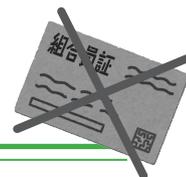
組合員証等の使用による診療のうち、傷病の原因が「第三者行為によるもの」や「公務災害によるもの」に該当していないか確認するために行います。

### 調査方法

- ① 外傷性と思われる傷病に関する診療報酬明細書(レセプト)を抽出し、調査対象となられた組合員の皆様あてに「外傷性傷病原因報告書」を配布します。
- ② 「外傷性傷病原因報告書」がお手元に届きましたら、傷病の原因・その状況等を詳しく記入し、共済組合事務担当課あてご提出ください。



## 組合員証は使用できません! ~公務上の傷病~



お工作中的のケガや、お仕事が原因で発症した病気等については、その治療に係る医療費が、公務上の災害として「地方公務員災害補償基金」より補償されることになっています。

したがって、**公務上の災害により治療を受けるときは、組合員証を使用することができません。**

必ず、医療機関にて「公務上の災害である」旨を伝えていただき、各所属所の公務災害担当者を通じて「地方公務員災害補償基金」あて必要な手続きを行ってください。

組合員証を使用して治療を受けてしまった場合には、すみやかに医療機関(薬局も含む。)に申し出ていただき、併せて各所属所の公務災害担当者にもご連絡ください。

なお、必要な手続きが行われなかったときは、保険者負担分(医療費の7割相当分)を該当者様あてに請求させていただきます場合がありますので、ご注意ください。

## 確定申告に対応した医療費通知書を送付いたします

共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、医療費通知書を7月と1月の年2回送付しております。この医療費通知書は、確定申告の際に、必要に応じて使用することが可能ですので、大切に保管していただきますようお願いします。

なお、1月発行の医療費通知書には手続きの関係上、原則前年の9月診療分までしか記載されないため、10月から12月診療分の申告につきましては、納税者本人が医療機関等で交付された領収書を基に作成する「医療費の明細書」で対応していただくこととなりますので、医療機関等で交付された領収書につきましても併せて保管をお願いします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

<お問合せ先 健康管理課>

# 被扶養者の資格要件確認調査を実施いたします

短期給付の将来に向けて安定した財政運営を図るためには、医療費請求の内容審査の強化や健康保持増進事業を積極的に実施することはもちろん、その対策の一環として、被扶養者の適正な資格管理が不可欠なものとなっております。

そこで、共済組合では毎年、被扶養者の要件を確認するための資格調査を行っています。  
組合員の皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

## 実施方法

該当する組合員の方に『被扶養者資格確認調査書』を所属所経由で配布いたします。  
当調査書に所要事項を記入し、必要書類を添付して所属所担当課までご提出ください。

※任意継続組合員の方へは、共済組合から直送いたします。

## 実施期間

令和2年7月中旬～令和2年8月31日

## 調査対象者

◎本年7月1日現在、認定されている被扶養者のうち、給与条例による扶養手当が支給されていない方全員

◎40歳以上65歳未満で障害者福祉施設等に入所されている方

※ただし、次の事由に該当する方は調査対象外とします。

●令和2年6月以降に認定された被扶養者

●令和2年2月以降に令和2年度分の更新等手続きをされた被扶養者

## 調査書に添付する書類

対象被扶養者	提出書類	所得証明書 または同意書	住民票謄本	在学証明書	年金支払 通知書	確定申告書 及び内訳書	雇用証明書	送金事実 確認書類
① 配偶者		◎			△	△	△	
② 学生 ※1		△		◎			△	△
③ 18歳～60歳で ①②以外の方 ※2	同居	◎			△	△	△	
	別居	◎			△	△	△	◎
④ 60歳以上の方 ※2	同居	◎			△	△	△	
	別居	◎			△	△	△	◎
⑤ 義父母、兄弟姉妹など ※2		◎	◎		△	△	△	
⑥ 18歳未満の方 ※3	〈組合員以外の扶養義務者についての書類です。〉							
		◎			△	△	△	
⑦ 40歳以上65歳未満の障害者 福祉施設等入所者	被扶養者資格調査書に施設名・住所を記入してください。 〈添付書類は不要です。〉							

◎…必ず必要 △…場合によっては必要

### 添付書類に関する留意事項

※1 学生の場合、**在学証明書**のみ提出してください。ただし、夜間・定時制・通信制課程の学生である場合、**在学証明書**及び**所得証明書**等の提出が必要です。

※2 父母(祖父母含む。)のうち、どちらか一人のみ被扶養者認定されている場合であっても、夫婦には「同居・協力・扶助義務」があることから、**父母双方の収入を調査させていただきます。**  
例えば、父母のうち母のみ被扶養者認定されている場合であっても、**父母双方の「所得証明書」や「年金支払通知書」**等の書類の提出が必要です。

※3 18歳未満の方に係る書類は提出不要ですが、当該子に対する**組合員以外の扶養義務者(組合員の配偶者)がいる場合**、「配偶者との年収比較に係る申立書兼誓約書」(組合員の配偶者の所得証明書でも可)の提出が必要です。

## 調査書に添付する書類

「所得証明書」または「同意書」	令和元年分の所得証明書です。市役所・町役場で交付を受けてください。 「同意書」を提出していただいた場合は、共済組合で所得情報を情報連携で取得します。
「住民票謄本」	組合員との同居について確認します。市役所・町役場で交付を受けてください。
「在学証明書」	令和2年4月1日以降に交付された在学証明書を提出してください。
「年金額支払通知書」	年金を受給している方は提出が必要です。(遺族年金、障害年金を含みます。) 最新の「年金支払通知書」または「年金額改定通知書」の写を提出してください。
「確定申告書及び内訳書」	営業所得や農業所得等がある(マイナスの事業を含む)場合、被扶養者認定独自の「収入に要する諸経費」の取扱がありますので、令和元年分の「確定申告書」及び「経費内訳書」の写を提出してください。
「雇用証明書」	パート、アルバイト等をされている場合、提出が必要です。 共済組合指定の様式にて、パート先等で勤務形態の証明を受けてください。
「送金事実確認書類」	被扶養者が組合員と別居している場合、提出が必要です。「組合員」から「被扶養者」へ「生計費の1/3以上」の送金があったか、客観的に確認できる書類であることが必要です。

～個々の事例によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。～

## 被扶養者の要件

共済組合では、皆様から提出していただいた「被扶養者資格確認調査書」及び添付書類を基に『被扶養者の要件』を現在も満たしているかを審査します。

### ● 被扶養者の要件とは？ (以下①～④をすべて満たすことが要件となります。)

- ① 主として組合員の収入により生計を維持する方であること
- ② 組合員の3親等内の親族であること
- ③ この先1年間の収入額が130万円未満であること  
ただし、障害を事由とする年金を受給している方または60歳以上の公的年金受給者については、180万円未満であること  
なお、「この先1年間の収入額」については、例えば短期のアルバイト等であっても1年間継続するものとして判断することとなります。従って、実際には130万円未満の収入であっても130万円を超えると判断される場合があります(以下同じ)のでご注意ください。詳しくはホームページや共済だより各号などを参照してください。
- ④ 被扶養者のこの先1年間の収入額が、組合員の前年収入額の1/2未満であること
- ⑤ 調査の対象被扶養者(組合員の配偶者を除く)が配偶者を有する場合、その配偶者との収入の合算額が下記の条件を満たし、かつ、組合員の前年収入額の1/2未満であること

対象被扶養者 \ その配偶者	公的年金を受給していない方	60歳以上の公的年金受給者 または障害年金受給者
公的年金を受給していない方	260万円未満	310万円未満
60歳以上の公的年金受給者または 障害年金受給者	310万円未満	360万円未満

### ● 主として組合員の収入により生計を維持する方とは？

- i. 給与条例による扶養手当の支給対象者
- ii. 学校教育法第1条に規定する学校の学生
- iii. 傷病等により就労能力を喪失している方
- iv. 18歳未満60歳以上の方で、組合員の収入により生計費が賄われている方
- v. 18歳以上60歳未満の方で、稼働能力者ではあるが組合員が扶養しなければならない状況にあり、組合員の収入により生計費が賄われている方
- vi. 組合員と別居しているが、組合員より生計費の1/3以上の送金により生計を維持されている方

### ● 被扶養者の取消

この調査により被扶養者の要件を欠くことが判明した場合、被扶養者の資格は取消になります。

なお、遡って取消となりその間に当組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診した場合、その医療費の保険診療分について返還していただくことがあります。

組合員の皆様におかれましては、被扶養者の就職などに伴う健康保険の加入状況や収入状況等を把握していただき、変更があった場合には速やかに手続きをしていただきますようお願いいたします。

<お問合せ先 健康管理課>



## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 人間ドックの取り扱いについて

人間ドックにつきましては、今後の新型コロナウイルス感染の拡大状況を見て、急遽中止となる検査や健診自体の中止がされる場合がありますので、ご了承ください。

なお、詳細につきましては、当組合ホームページをご覧ください。



## 高額介護合算療養費の申請について

医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあつては、高額療養費等の支給を受けずとも、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額(高額療養費等の差し引き後)の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが創設されています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は申請してください。

### 支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

### 支給対象となる方

基準日(7月31日)に医療保険上の世帯(共済組合にあつては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。)内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の自己負担額(高額療養費・附加給付等の差し引き後)の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

### 支給

制度ごとに按分して、医療保険(共済組合)からは「高額介護合算療養費」が、介護保険(市町村)からは「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

所得区分	合算算定基準額(年間における自己負担限度額)	
	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬の月額 530,000円以上790,000円以下	1,410,000円	1,410,000円
標準報酬の月額 280,000円以上500,000円以下	670,000円	670,000円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000円	560,000円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)		190,000円

対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

### 自己負担額の合計が基準額を超える方へ

### …申請手続きについて…

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの介護に係る領収書等や当組合が発行する「医療費通知書(医療費のお知らせ)」等を確認のうえ、**高額療養費・附加給付等を差し引いた後の自己負担額との集計が上表の額を超える場合は**、市町村の介護保険の窓口へ『介護自己負担額証明書』の交付申請を行ってください。共済組合への高額介護合算療養費の申請に必要となります。

**なお、申請を希望される場合は、事前に共済組合健康管理課又は共済事務担当課へお問い合わせください。**

<お問合せ先 健康管理課>

# 退職等年金給付に係る財政状況（平成30年度末）について

退職等年金給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国家公務員共済組合（以下「国共済」といいます。）と地方公務員共済組合（以下「地共済」といいます。）を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、地方公務員共済組合連合会において、平成30年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約234億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

## 1.平成30年度末の年金財政状況

退職等年金給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。退職等年金給付制度の積立状況を把握するため、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

（単位：億円）

区 分		国共済+地共済	国 共 済	地 共 済
積立基準額	A	13,230	3,609	9,621
積立額(簿価ベース)	B	13,464	3,825	9,639
剰余	(B-A)	234	215	19

「積立基準額」は平成30年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が3,609億円、地共済が9,621億円、合計で13,230億円となっています。一方、実際の「積立金」の額は簿価ベースで国共済が3,825億円、地共済は9,639億円、合計で13,464億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が215億円の剰余、地共済が19億円の剰余、合計で234億円の剰余となりました。

## 2.国共済と地共済との間の財政調整の実施

退職等年金給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成30年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金（確定額）は、発生しません。

<お問合せ先 年金課>

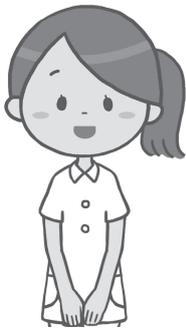


ミュージアム

### 『小浜市鯖街道MUSEUM』（小浜市）

令和2年3月8日「鯖の日」にオープンした小浜市鯖街道MUSEUMは、2つの日本遺産「御食国若狭と鯖街道」と「北前船寄港地・船主集落」のガイダンス施設です。鯖街道を、道標と針畑峠を模した築山などで表現した屋外広場をはじめ、小浜市に伝わる多くの祭礼を紹介した映像「都から小浜に受け継がれてきた祭礼たち」、小浜市の特色ある自然・風景・祭礼行事・食の旬などを紹介した季節暦フェノロジーカレンダー、起点である小浜市から京都までの鯖街道を紹介したメイン展示のほか、子どもも楽しめるトリックアートを設置しています。観覧料は無料ですので、新しい生活様式に考慮いただきながら、国宝2件を含む県内最多の文化財を有する小浜市にぜひお越しください。





## 組合員のみなさまへ

健康診断や人間ドックの結果、「メタボリスクが高い」と判定されたら…

**特定保健指導を受けてください。  
または  
医療機関を受診してください。**

共済組合は、健康診断や人間ドック等の結果により、「生活習慣病発症のリスクが高い方」を対象に、リスクの程度により、「動機付け支援」と、「積極的支援」に該当する方を決定し、特定保健指導を実施します。

### 「また特定保健指導の話か…。憂鬱だなあ。」と思っていないですか？

「健康診断の結果が芳しくなく、健康に気をつけなきゃいけないことは分かっている。でも面倒だし、説教されているみたいで保健指導は受けたくない。」

その気持ちよくわかります。でもちょっと待って!

保健指導を担当しているのは専門の医師や保健師です。いわば健康のプロなんです!

ダイエットを成功させるコツ等を聞く絶好のチャンスだと思いませんか?

嫌々受けるのではなく、自分のために利用する気持ちで是非チャレンジしてみてくださいね。

## 特定保健指導について

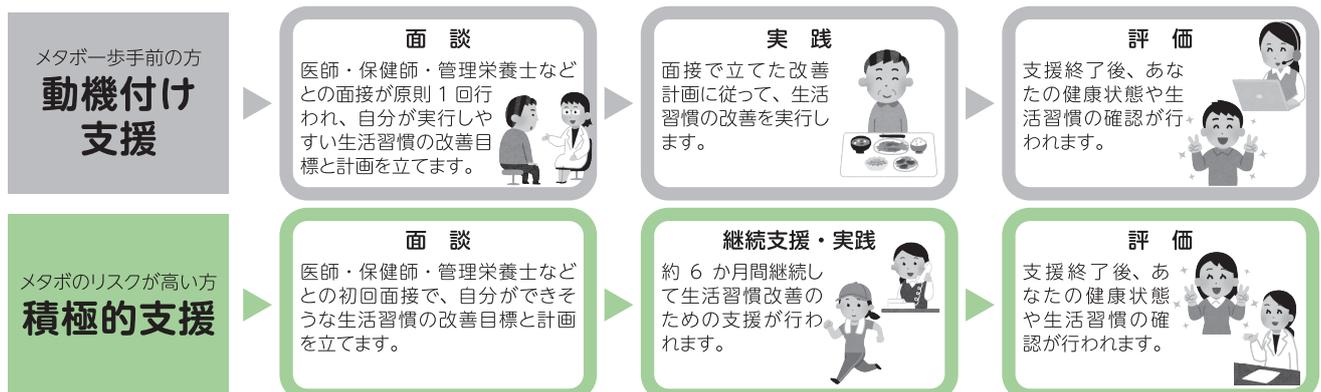
まず、腹囲等の基準値を超えている方を判定しますが、それだけで指導対象者に該当するわけではありません。そこから、さらに「血圧」「血糖値」「脂質」の値が基準値を超えている方を「生活習慣病発症のリスクが高い方」として特定保健指導の対象者に決定し、ご案内を送付いたします。ただし、すでに医療機関で治療を受け、いずれかの症状に対しお薬を飲まれている方には、特定保健指導のご案内はいたしません。ですから、ご案内が届いた方は、少なくとも今の状態を放っておいてはいけないのだとお考えください。

特定保健指導は、専門の医師や保健師、管理栄養士などが、一定期間（3～6か月程度）、実際にみなさまの生活習慣を分析しながら、改善に向けたアドバイスを行ってくれるものです。指導に係る費用（約1～4万円）は、全額共済組合が負担いたします。専門家のアドバイスによって、小さな気付きや心掛けから、ご自身の健康状態を改善できるかもしれません。期間中に改善が見られなくても、気に病む必要はありません。特定保健指導を受けることで、健康意識を高めるきっかけにさせていただきたいのです。

特定保健指導は、過酷な減量や運動を強いるものではありません。

専門家からアドバイスや励ましを受けながら、約6か月という期間の中で、食事の取り方や運動などの生活習慣を身に着けていくことを目的としています。

## 動機付け支援・積極的支援 保健指導の流れ



<お問合せ先 健康管理課>

## 共済組合と所属所との コラボヘルス推進のお知らせ



福井県市町村職員共済組合では、地方公務員等共済組合法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、データヘルス計画を作成し、組合員等の健康の保持増進のための保健事業を実施しています。

また、保健事業を効果的・効率的に実施するためには、所属所と共済組合との連携(コラボヘルス)が不可欠とされています。

そこで、令和2年度から、個人情報の保護に関する法律等に則り、所属所と共済組合との間で覚書を締結し、健康診査の結果等を共同利用することで、コラボヘルスをより一層推進し、組合員等の健康の保持増進に向けて、効果的・効率的に保健事業を実施することになりましたのでお知らせいたします。

組合員等の健康の保持増進のため、共済組合と所属所が協力して事業を行いますので、個人情報の共同利用についてご理解いただきますようお願いいたします。

### 利用目的及び事業内容

組合員等の生活習慣病予防、疾病の早期発見・早期治療等を目的に、次の事業を実施します。

事業名	概要	共同利用する項目
特定健康診査	生活習慣病リスクの早期発見を目的とした健康診査を実施する	所属所が行う法定健康診断結果及び共済組合が助成を行う人間ドックの結果及び問診項目回答内容 組合員及び被扶養者の特定健康診査受診状況
特定保健指導	特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者に対する専門職からの保健指導を実施する	組合員である特定保健指導対象者の特定保健指導レベル及び特定保健指導の実施状況
重症化予防受診勧奨事業	特定健康診査の結果から、医療機関の受診が必要であるが未受診である者に受診勧奨を実施する	組合員の生活習慣病リスク保有状況 組合員の生活習慣病リスクに係る未受診情報

### 共同利用の範囲

- 組合員が所属する所属所
- 福井県市町村職員共済組合

### 個人データの管理責任者

- 組合員が所属する所属所 所属所において定められた個人データ管理責任者
- 福井県市町村職員共済組合 福井県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程第3条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者

### その他の留意事項

- 本事業で共同利用する個人情報には、詳細なレセプト情報(診療報酬明細書:病歴・治療内容等)は含まれません。ただし、生活習慣病の予防対象者の抽出等に必要内容(生活習慣病関連疾患に関する通院や服薬状況)は含まれます。
- 本事業で共同利用する個人情報は、事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用します。人事評価等に用いることはなく、上記の目的以外で使用された場合は、前記責任者及び違反者に罰則が課せられます。
- コラボヘルスにおける共済組合と所属所との共同利用について同意されない場合は、所属所又は共済組合に文書によりお申し出ください。

<お問合せ先 健康管理課>

# ほんとうに怖い「糖尿病」「高血圧」 危険な現実を目を背けていませんか？

## 重症化予防のために受診をお勧めする通知を送ります。

糖尿病は、生活習慣病の代表格とされており、自覚症状がないまま進行し、重症化すると様々な合併症を引き起こして、日常生活に支障をきたすことになるという、とても恐ろしい病気です。

また、高血圧も、じわじわと血管をむしばみ、放置しておく、血管壁の弾力性が失われ動脈硬化を招きます。脳や心臓での動脈硬化は、脳卒中や心筋梗塞など、命に関わる病気を引き起こします。



健康診断の結果を受けて判定が悪かった方は、少なくとも、「あ～、血糖値、高いなあ～!」「あれ? 血圧、こんなに高かったっけ?」と、一応、気に留めておられると思います。

しかし、それがどの程度危険な状態なのか、ピンとこないことはありませんか？

共済組合では、令和元年度の特定健康診査の結果、

- ① 糖尿病の危険性が高い方 (HbA1c $\geq$ 6.5%または空腹時血糖 $\geq$ 126mg/dl)
  - ② 高血圧の危険性が高い方 (140mmHg $\leq$ 収縮期血圧 または90mmHg $\leq$ 拡張期血圧)
- を「精密検査など受診を必要とされる方」として、健康診断の際、それぞれ服薬されていないと申告された方を対象に、ご自宅あて「重症化予防受診勧奨通知」を送付いたします。

通知が届いた方には、すでに指導の域を超え、治療が必要なレベルであることを意識していただき、早急に医療機関に受診されることをお勧めします。

なお、今回通知が届かなくても、健康診断等の結果、基準値を超えている方 (HbA1c $\geq$ 5.6%または空腹時血糖 $\geq$ 100mg/dl、130mmHg $\leq$ 収縮期血圧または85mmHg $\leq$ 拡張期血圧)におかれましては、決して正常な状態ではないことを認識していただき、本格的な糖尿病・高血圧にならないためにも、食事の改善や運動に取り組むことをお勧めします。



糖尿病や高血圧の怖さに目を背けず、一刻も早く、改善に向けて行動を起こしてください。

子供の様子がおかしい

介護について聞きたい

上司との関係で悩んでいる

最近やる気が出ない…

旅行先で急な発熱。  
近くの病院は？

**ご相談ください!**

電話相談

**「健康相談ハローふくい24」**

フリーダイヤル

**0120-86-3-291**

(ハロー みんなの ふくい)

☆健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が24時間年中無休体制でアドバイスします。どんな些細な悩みでもお気軽にご相談ください。

☆メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。(カウンセリングは年間5回まで無料)

何度でも無料で相談できます



Eメール相談

**「ハローメール相談」**

Eメールでもご相談頂けます。

☆24時間以内に発信アドレスあて回答します。

(ご相談内容によっては多少回答に時間を要する場合があります。)

☆福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。 <http://www.fukui-kyosai.jp/> または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

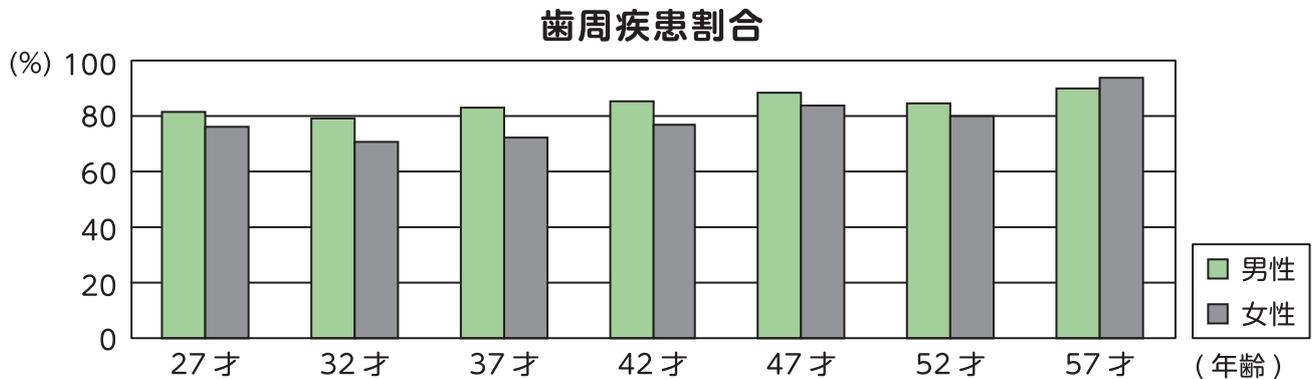
総合的な健康相談アドレス	ユーザー名	パスワード
<a href="http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html">http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html</a>	hellomail	soudan
メンタルヘルス専用アドレス	ユーザー名	パスワード
<a href="http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html">http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html</a>	863291	863291

<お問合せ先 健康管理課>

# 受けよう!おとなの歯科健診

## 歯周疾患の割合…男性84.3%、女性78.5%!

昨年度実施した歯科健診受診者の歯周疾患の結果を下記のとおりグラフにまとめました。  
歯周疾患の割合は男女ともに全年代を通して非常に高い状態となっています。



## 大人こそ歯科健診が大切です!

歯周疾患初期は自覚症状がほとんどなく、放置して悪化しがちです。歯周疾患くらい、と軽く考えている方も多いと思います。しかし、近年、歯周疾患が、病気を引き起こしたり悪化させたりすることが分かってきています。(例:狭心症、心筋梗塞、動脈硬化、早産、糖尿病の悪化etc)

この機会に、歯科健診を受診しませんか?早めに歯科健診を受けて、重症化する前に治療や予防を行い、元気な身体の根幹である歯の健康を維持していきましょう。

## 「歯科健診助成事業」のご案内

- ★対象者：当年度中に27・32・37・42・47・52・57・62歳に達する組合員(任意継続組合員を除く。)
- ★実施期間：令和2年7月1日～令和3年1月31日
- ★回数：1人1回
- ★費用：無料(歯科健診にかかる費用を助成します。)

※ 歯科健診以外の費用(下記参照)は自己負担となります。

- ・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用。
- ・定期的な歯科健診の費用。(定期健診と内容が異なるため。)
- ・フッ素塗布、クリーニング、矯正…etc



★実施場所：「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院で受診できます。

★受診方法について

6月下旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」を助成対象者の皆様へお届けします。

受診方法については、「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のホームページをご覧ください。

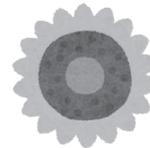
詳細は当組合HPをご覧ください

<http://fukui-kyosai.jp/>

<お問合せ先 健康管理課>



# 夏のボーナスは組合員貯金へ



普通貯金 年利1.0%(半年複利)

組合員貯金をご利用いただき、ありがとうございます。



## 加入方法

「組合員貯金」は給与や賞与から自動的に一定額を天引きして積み立てるので、無理なく貯金を続けることができます。加入は随時受け付けております。給与積立(または賞与積立)の開始を希望する月の前月までに、「組合員貯金加入申込書」(3枚複写)に必要な事項を記入・押印の上、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。



## 入金方法

賞与積立ができなかった人も大丈夫!「臨時入金」がオススメです。

### 【臨時入金】

「組合員貯金払込書」(2枚複写)により、最寄りの福井銀行本・支店でお手続きください。  
※臨時入金をされる際、福井銀行窓口で本人確認書類の提出を求められることがありますので、ご協力をお願いします。

組合員証記号番号を必ず記載してください!

※2	所属所番号	口座番号
組合員証記号番号	1 2 3	- 1 2 3 4

### 組合員貯金払込書 (臨時入金)

ご依頼日	令和2年8月3日		
振込先	福井銀行 大和田支店	預金種目	普通 1088515
フリガナ	フクイケンシチュウソンシヨクインキョウサイクマイ		
名前	福井県市町村職員共済組合		
金額	千 1 百 0 万 0 千 0 百 0 十 0 円		
※取扱金額欄へ⇒組合員証記号番号、依頼人の順に打電してください。			
所属所番号	口座番号	フリガナ	
123	- 1234	キョウサイ フシヨ	
依頼人名	所属所	氏名	
〇〇町	共済	二三子	
住所等	〇〇区 〇〇〇丁 2-5		
(日中のご連絡先) 電話 (0776) 12 - 3456			

電信扱

※1 組合員貯金規則により預入金額は、千円単位となっております。

※2 組合員証の「記号」・「番号」を必ず記入してください。

※3 フリガナを必ず記入してください。

※4 組合員貯金の預入日は当組合の口座に入金された日となります。



## 払戻日スケジュール

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。

「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前(土日・祝日は除く。)までに共済組合必着で提出してください。

特に、下記の払戻日は、必着日にご注意ください。

払 戻 注 意 日	払戻請求書の当組合必着日
7月28日(火)	7月22日(水)
8月11日(火)	8月 6日(木)
8月12日(水)	8月 7日(金)
9月23日(水)	9月17日(木)

※7月24日(金)、9月22日(火)は祝日のため払戻ができませんので、ご注意ください。

組合員貯金の各様式は所属所の共済組合事務担当課に常備してあります。

<お問合せ先 総務企画課>

## 貸付事業からのお知らせ

共済組合の貸付事業は、組合員の皆様の住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、さまざまな場面で資金が必要な場合に利用できます。

今回は住宅貸付についてご案内します。

新築はもちろんリフォームや改築の資金にご利用ください。



# 貸付利率

# 年利1.26%

※貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

### ここがおすすめ！

- 抵当権の設定が不要
- 保証料、手数料不要
- 償還は安心の給与天引き
- 手数料なしで全額でも一部でも繰上げ償還可能

貸付事由	組合員本人が居住するための住宅に係る資金が必要になった場合																													
貸付限度額	<p>給料月額に下表に定める組合員期間に応じた月数を乗じて得た額。 <b>(1,800万円を超える場合は1,800万円が限度)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6年未満</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6年以上 11年未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>11年以上 16年未満</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>16年以上 20年未満</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>20年以上 25年未満</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>25年以上 30年未満</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>30年以上</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	月数	6年未満	7	6年以上 11年未満	15	11年以上 16年未満	22	16年以上 20年未満	28	20年以上 25年未満	43	25年以上 30年未満	60	30年以上	69	<p><b>【貸付限度額の特例】</b> 左表で算出した額が、下表の組合員期間に応じて定められた額を下回る場合は、当該額を貸付限度額として貸付を受けることができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上 3年未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3年以上 7年未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>7年以上 12年未満</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>12年以上 17年未満</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>17年以上</td> <td>1,100万円</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	貸付限度額	1年以上 3年未満	100万円	3年以上 7年未満	400万円	7年以上 12年未満	700万円	12年以上 17年未満	900万円	17年以上	1,100万円
組合員期間	月数																													
6年未満	7																													
6年以上 11年未満	15																													
11年以上 16年未満	22																													
16年以上 20年未満	28																													
20年以上 25年未満	43																													
25年以上 30年未満	60																													
30年以上	69																													
組合員期間	貸付限度額																													
1年以上 3年未満	100万円																													
3年以上 7年未満	400万円																													
7年以上 12年未満	700万円																													
12年以上 17年未満	900万円																													
17年以上	1,100万円																													
償還回数	<p>償還回数は、貸付金額に対して90回から198回までで設定されています(元利均等) 〈例〉住宅貸付800万円を借り入れた場合は、償還回数198回(16年6月での償還) 月例償還額は33,565円 賞与償還額67,130円</p>																													
申込み方法	<p>「貸付申込書」に所定の書類を添えて、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。 申込書類は所属所の共済組合事務担当課に備えてあります。</p>																													
申込締切	毎月15日(休日の場合はその翌日)必着																													
貸付日及び送金先	申込月の末日(休日の場合はその前日)に、共済組合登録口座に送金します																													

### 【ご注意ください!!】

- 新規貸付分を含む毎月の返済額(他金融機関等の返済額も含む)が給料月額の30%を超える場合及び年間の返済額が年収額(給料月額×16)の30%を超える場合は、貸付できません。
- 借入金を返済するための貸付けはできません。
- その他不明な点、貸付申込方法等の詳細については、お早めに共済組合または共済組合担当課までお問合わせください。ホームページでも確認いただけます。

<お問合せ先 総務企画課>

## ●越路からのお知らせ●

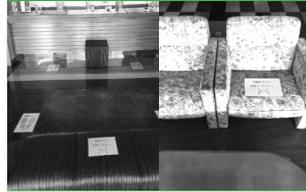
緊急事態宣言期間中、国・県の休業要請に基づき休館しておりましたが、休業要請解除(5月20日)後、三密回避、衛生管理を徹底し、規模を縮小して営業を再開しました。



飛沫発散防止シートの設置



ソーシャルディスタンス確保の表示



大浴場の利用者数制限



お客様用消毒液の設置



職員のマスク、手袋着用、健康管理の徹底

ドアノブ、手摺り、エレベーターのボタン等のこまめな消毒

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、臨時休業等の対応を行う場合がございます。また当分の間、団体様でのご利用はご遠慮願います。

詳細につきましては当館ホームページをご覧ください。

今後も引き続き感染防止対策に努めてまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

## ★ ライフプランセミナーのご案内 ★

当組合では、生涯にわたって生き生きと充実して過ごすための生活設計に役立てていただくため、毎年「ライフプランセミナー(退職準備型)」を開催しております。

今年はライフプラン協会から講師をお招きし、ご講演いただく予定です。

8月に所属所を通じて参加募集をいたしますので、参加ご希望の方は、所属所の共済組合事務担当課または当組合健康管理課までお申し出ください。

今年度末退職予定の方はもちろん、ライフプランに興味がある方のご参加をお待ちしております。

開催日時	令和2年10月5日(月) 13:30 ~ 16:30	令和2年10月6日(火) 13:30 ~ 16:30
会場	[嶺南会場] パレア若狭	[嶺北会場] 福井県自治会館
定員	50名	70名
締切日	令和2年9月10日(木)	
内容 (予定)	退職後も心豊かに生活するための生活設計 (いきがい、家庭経済、健康づくり)	

### 協定保養所 休館のお知らせ

当共済組合の協定保養所である下記の宿泊施設は、「休館」いたしますのでお知らせします。

○草津保養所「アルペンローゼ」(群馬県吾妻郡草津町草津)

改修工事のため 令和2年7月15日まで

○「ひまわり荘」(宮崎県宮崎市瀬頭)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設となったため

令和2年4月下旬から6か月間の予定

<お問合せ先 健康管理課>

福井県市町村職員共済組合員の皆さま  
お仕事での賠償責任(住民訴訟、民事訴訟等)に備えて

住民訴訟  
賠償

民事訴訟等  
の賠償

# 「団体地方公務員賠償責任保険」

(公務員賠償責任保険・請求期間延長特約・履行請求訴訟等担保特約・公務員賠償責任保険追加特約・保険責任期間に関する追加条項等)



この保険は、地方公共団体職員の皆さまが公務員として行った公務に起因して保険期間中に損害賠償請求などがなされた場合に皆さま個人が負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いします。

新たな備えで安心スタート  
毎月加入可能です！

住民訴訟、民事訴訟等の  
損害賠償金+弁護士費用を  
補償します！

加入前の公務に起因する損害賠償請求が保険  
期間中になされた場合も補償と対象期間が広い！

5年間の損害賠償請求期間延長特約が  
自動付帯！

マイナンバー等個人情報の漏えいも補償！

民事訴訟等は訴訟が提起されていなくても  
補償対象！

■補償内容(被保険者1名あたり保険金額)

■保険料(1名あたり、保険期間1年間、一時払)

\*自己負担額(免責金額)はありません。

補償プラン	被保険者1名あたり保険金額				年間保険料
	①損害賠償金	②争訟費用	①+②	初期対応費用	
	一連の損害賠償請求あたりの 支払限度額		期間中限度額	期間中限度額	職員
5億円	5億円		5億円	500万円	9,840円
3億円	3億円		3億円	500万円	8,760円
1億円	1億円		1億円	500万円	6,240円
5,000万円	5,000万円		5,000万円	500万円	4,800円
3,000万円	3,000万円		3,000万円	500万円	2,880円

## 【お支払いの事例】

住民訴訟: 著しい廉価で市有地を売却したことについて、住民訴訟が提起され、裁判の結果その契約を行った職員に損害賠償責任があるとされた。

民事訴訟: 言いがかりに近い内容で職員個人に対して訴訟が提起された。

<お問い合わせ・資料のご請求>

契約者: 全国地方職員福利厚生協議会 電話 03-5770-4820

取扱代理店: アルプスカード株式会社 電話 03-6550-8784(平日9時から17時まで)

非幹事代理店: 有限会社エル・サポート・福井 電話 0776-28-0413(平日9時から17時まで)

引受保険会社:

幹事: 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課 電話03-3349-9588

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

(平日9時から17時まで)

非幹事: 三井住友海上火災保険株式会社

●このチラシは概要を説明したものです。お支払いできない主な場合など詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでご確認ください。

SJ20-01861(2020/05/19)

# 生活サポートプラン等の 令和元年度配当率が決定しました!

生活サポートプラン・医療保障保険・所得補償保険の令和元年度保険金支払状況および配当率は下記のとおりとなりました。(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日 1年間)

## 生活サポートプラン

年間支払保険金額  
10件 13,399万円  
配当率 **15.760%**

### 生活サポートプラン支払内訳(令和元年度)

理由	件数	保険金(万円)
がん	4	3,251
脳疾患	2	2,427
心疾患	2	800
その他	2	6,921
合計	10	13,399

## 医療保障保険

年間支払保険金・給付金額  
169件 約 1,332万円  
配当率 **33.348%**

### 医療保障保険支払原因別件数(令和元年度)

理由	件数
女性特有疾患	39
三大疾病等	38
ケガ・不慮の事故	19
精神障害	6
腫瘍・ポリープ	10
その他	57
合計	169

## 所得補償保険

年間支払保険金額  
38件 約 299万円  
無事故返戻率 **20%**

### 所得補償保険支払内訳(令和元年度)

支払内容	件数
内臓の病気	8
腫瘍・ポリープ	4
神経の病気	5
ケガ	9
精神系(うつ病等)	7
その他(糖尿病等)	5
合計	38

◎ 生活サポートプラン・医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。制度内容等詳細はパンフレットをご参照ください。



LIFE SUPPORT

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱店

有限会社 **エル・サポート・福井**〒910-0004 福井市宝永3丁目3番13号 田中ビル1F  
TEL (0776) 28-0413 FAX (0776) 21-9982

この度の新型コロナウイルス感染拡大防止に、  
日々ご尽力されている組合員の皆さまには深く感謝申し上げます。  
ご家族と一緒にコロナ疲れ、自粛疲れを越路で癒してください。



# STAY AT KOSHIJI

## お家のようにつろぎを

今年も夏休み期間中はお子様向けイベントを企画しております。  
ぜひご家族そろってご宿泊ください。

お菓子すくい



絵はがきコーナー



【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

大人	閑散期	通常期	繁忙期
風コース	10,400円	11,100円	12,200円
月コース	11,600円	12,300円	13,400円
花コース	12,800円	13,500円	14,600円

【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

小学生	閑散期	通常期	繁忙期
小学生セット	8,800円	9,300円	10,100円
幼児セット	7,300円	7,800円	8,600円
幼児	閑散期	通常期	繁忙期
幼児セット	5,000円	5,500円	6,200円

福井県市町村職員共済組合の組合員及びそのご家族の方が「直営保養所利用助成券」を使用した場合、1泊2食の料金から閑散期・通常期は4,000円(幼児は2,000円)、繁忙期・年末年始は3,500円(幼児は1,500円)が助成されます。

ご予約  
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151  
FAX:0776-77-3868  
HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路